

鳥取県公報

目次

◇規則

水産業協同組合検査規則
榮養士免許その他の手数料徴収規程の一部
改正

鳥取県圧縮ガス及び液化ガス取締法関係手
数料徴収規則の廃止

宅地建物取引業法施行細則
廃止訓令

◇訓令

同 右

同 右

◇告示

保険医の指定

土地改良区設立の予備審査の申請について

牧野改良事業補助要綱

土地改良区より理事の氏名、住所の届出

牛の結核病検査の実施

◇正誤

昭和二十七年九月二十四日鳥取県公報第二
千三百四十九号中訂正

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

規則

水産業協同組合検査規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十七号

水産業協同組合検査規則

(この規則の目的)

第一條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百二十三條の規定により、知事が水産業協同組合(以下「組合」という。)に対して行う検査は、特別の目的がある場合を除く外、この規則の定めるところによる。

(検査の目的)

第二條 検査は組合の役員をして、法令、法令に基いてする知事の処分、定款及び規約を遵守させ組合の財産の管理及び業務の処理を適正ならしめ、組合員の利益を保全するとともに組合の健全な発達を図ることを

目的とする。

(検査の場所)

第三條 検査は、事務所、倉庫、事業場、その他の場所においてこれを行う。但し、主たる事務所以外の事務所、事業場については、主たる事務所、事業場にある帳簿、書類等により検査を行うことができる。

(検査の範囲)

第四條 検査は、検査時の属する事業年度における業務及び財産の状況についてこれを行うものとする。但し、必要があると認めるときは、過年度における業務及び財産の状況についてもこれを検査することができる。

(検査の立会)

第五條 検査は原則として理事(清算人)及び監事各一人以上を立会せなければならない。

(検査をする者の身分証明書)

第六條 検査をする者は、別記様式による身分証明書を検査を受ける者に提示しなければならない。

(検査の執行)

第七條 検査の執行は、組合の業務に支障を生じないよう留意し、且つ組合の執務時間内にこれを行うものとする。但し、必要があるときは、責任者の承諾を得て時間外においてもこれを行うことができる。

2 検査の執行は、厳正、且つ公正に行うとともに、関係役員に対する態度は懇切を旨としなければならない。

5。

(検査の着手見合せ及び中止)

第八條 左の各号の一に該当する場合においては、検査の着手を見合せ、又はこれを中止することができる。この時は直ちに知事に報告して、その指揮を受けなければならない。

一、第五條に掲げる者を立会わせることができないとき

き

二、検査すべき帳簿、書類の記載がはなはだしく不備のため、業務及び財産の状況等を知ることができないとき

三、検査すべき帳簿、書類の大部分が検査の場所に現

存せず、急速に整えることができないとき

四、その他重大な事故のため検査の実施が困難であると認めるとき

(検査終了後の措置)

第九條 検査を終了したときは、別に定めるところにより、検査の結果を明記し、且つ改善整備を要すると認める事項がある場合は、期限を定めてその後の措置につき、回答書の提出を要求する旨の指示書を交付する。

2 前項の回答書には監事の意見書を添付させ、必要がある場合は、理事(清算人)全員の連署を徴するものとする。

第十條 検査を終了したときは、すみやかに別に定める検査報告書を作成し知事に提出しなければならない。

(検査員の禁止行為)

第十一條 検査員は、検査の執行に当り知ることができたる事項を上司の承認を受けず他に漏らしたり又は自らこれを利用してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表)

第 号

水産業協同組合検査員の証

職 氏 名

年月日生

右は水産業協同組合法第二百二十三條による検査員であることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(裏)

注 意

- 一、本証は水産業協同組合の検査に際し必ず携帯すること
- 二、本証は検査をうける水産業協同組合に提示すること
- 三、本証を紛失したときは直ちに知事に届け出ること
- 四、検査員は退職又はその他の係に転じたときは直ちに本証を返付すること

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県規則第七十八号

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則

- 鳥取県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第七十四号から第七十七号まで中「貴金屬」を「金」に改める。
- 第一條に次の五号を加える。
- 八十四 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)
- 第十五條及び優生保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)第十條第一項の規定に基く受胎調節実地指導員指定証交付手数料 百円
- 八十五 優生保護法施行規則第十二條の規定に基く受胎調節実地指導員指定証更訂手数料 三十円
- 八十六 優生保護法施行規則第十四條第一項の規定に基く受胎調節実地指導員指定証再交付手数料 五十円
- 八十七 優生保護法施行規則第十條第二項の規定に基く

受胎調節実地指導員標識交付手数料 百円

八十八 優生保護法施行規則第十四條第二項の規定に基く受胎調節実地指導員標識再交付手数料 百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十七年八月三十日から適用する。

鳥取県圧縮ガス及び液化ガス取締法関係手数料徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十九号

鳥取県圧縮ガス及び液化ガス取締法関係手数料徴収規則を廃止する規則

鳥取県圧縮ガス及び液化ガス取締法関係手数料徴収規則(昭和二十五年九月鳥取県規則第六十八号)は廃止する。

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県規則第八十一号

宅地建物取引業法施行細則

(総則)

第一條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号以下「法」という。)の施行については宅地建物取引業法施行規則(昭和二十七年建設省令第十八号以下「省令」という。)によるのほか、この規則の定めるところによる。

(登録申請書の提出)

第二條 登録申請書若しくは更新の登録申請書又は登録事項の変更届書は、その事務所を管轄する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(登録通知書等)

第三條 知事は、法第五條の規定による登録をした場合において、直ちに、通知書に登録簿の副本様式第一号の登録証明書並びに様式第二号の宅地建物取引業者の使用人である旨の証明書(以下「使用人証明書」と

いう。)を添えて登録申請者にその旨を通知するものとする。

(登録簿等の閲覧)

第四條 法第十一條の規定により登録簿等の閲覧所を鳥取県土木部建築課内に置く。

2 登録簿等を閲覧しようとする者は、鳥取県庁の執務時間内に係員に申し出て所定の場所で閲覧しなければならぬ。

(使用人の異動報告)

第五條 宅地建物取引業者は省令第二條第三項の規定による使用人名簿の使用人が異動したときは、二週間以内に知事に届け出なければならぬ。

(登録証明書等)

第六條 宅地建物取引業者及びその使用人は、宅地若しくは建物(建物の一部を含む。)の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介をするときは、第三條の規定により知事から送付を受けた登録証明書又は使用人証明書を

携帯しなければならない。

(報酬の額)

第七條 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、次表のとおりとする。

取引金額	当事者双方の代理のときその一方の額	当事者一方の代理のとき受ける額
	百万円以下	一〇〇分の五以内
換	二百万円以下をこえる部分	一〇〇分の四以内
	二百万円をこえる部分	一〇〇分の三以内
買	二百万円以下	一〇〇分の一〇以内
	をこえる部分	一〇〇分の八以内
借貸	建物及びその部分の賃借料の半月分以内	一〇〇分の六以内
	建物及びその部分の賃借料の一月分以内	

(広告料及び案内料等)

第八條 宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が行う広告、案内等の費

用については、次の各号に掲げるところによらなければならぬ。

一 新聞等の広告料

依頼者の註文によつて行うものは、依頼者の負担とし、業者が自主的に行うものは、業者の負担とする。

二 案内料及び申込料

名目のいかなをとわす依頼者から受け取ることとはできなぬ。但し、交通費等の実費についてはこの限りでない。

(業務の実績報告)

第九條 宅地建物取引業者は、毎年三月三十一日及び九月三十日現在をもつて様式第三号により業務の実績を知事に報告しなければならない。

(登録簿の副本等の返納)

第十條 宅地建物取引業者が廃業、登録の取消等により、登録をまつ、消されたときは、この規則により送付を受けた登録簿の副本、登録証明書及び使用人証明書を、遅滞なく知事に返納しなければならない。

様式第一号

6センチメートル

No. 第 号 業 務 証 明 書 取 引 契 約 宅 地 建 物 取 引 登 録 契 約	鳥取県 第 号 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 まで 但し 変更、廃止の登録の場合はその 登録申請又は廃止届出の前日ま でとする。
登録番号 登録年月日 有効期間	所在地 商号又は 名称 代表者氏名 昭和 年 月 日 鳥取県知事 印

9センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第二号

6センチメートル

No. 第 号	
登録業書	登録番号
取引業書	鳥取県 第 号
建物取引業書	昭和 年 月 日
地建物取引業書	昭和 年 月 日まで
使用人証明	有効期間
契印	但し 変更、廃止の登録の場合はその登録申請又は廃止届出の前日までとする。
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
本証明書所持使用人氏名	
昭和 年 月 日	
鳥取県知事 印	

様式第三号

宅地建物取引業者業務実績報告書

- 一、登録年月日及び登録番号
- 二、事務所の所在地及びその名称
- 三、受諾件数(毎年三月末日及び九月末日現在)

件

↑ 6センチメートル ↓

内 訳

- 1、宅地 件
- 2、建物 件

右のとおり宅地建物取引業法施行細則(昭和二十七年九月鳥取県規則第八十一号)第九條の規定により報告いたします。

昭和 年 月 日

宅地建物取引業者 住所 氏 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

訓 令

鳥取県訓令第二十号

県 立 病 院

明治二十二年九月鳥取県訓令第十一号(郵便ヲ以テ往復スル文書取扱方)は、廃止する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県訓令第二十一号

市 町 村 長

明治四十五年五月鳥取県訓令第三十号(市役所、町村役場ヲ經由スル文書取扱方)は、廃止する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県訓令第二十二号

各 市 町 村 長

昭和二年五月鳥取県訓令甲第十五号(電報発信者符号)は、廃止する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診 察 所 名	所 在 地	氏 名	指 定 年 月 日
内科	小鴨診療所	東伯郡倉吉町字中河原五五六	松村瑠璃子	昭和二十七年九月一日
小児科	森脇診療所	米子市加茂町一	森脇 忠勝 同右	
小児科	清水歯科医	鳥取市今町一丁目	山根 博	
齒科	院	谷口	昌久	
	院	東伯郡橋津村橋	谷口 昌久	

鳥取県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五條第一項の規定により、東伯郡由良町大字大谷池口富美外十四名の者より、由良町桜池土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法

施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項

二、縦覧期間

昭和二十七年九月二十七日から同年十月十六日まで

三、縦覧の場所

東伯郡由良町役場

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第四百五十七号

牧野改良事業補助要綱を次のように定める。

昭和二十七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牧野改良事業補助要綱

第一 知事は、畜産振興補助金交付規程（昭和二十六年六月、農林省告示第二百号）に基いて、牧野法（昭和二十五年法律第九十四号、以下「法」という。）の実施に伴う左の各号の一に該当する牧野にして知事が適当と認めるものにつき、牧野改良施設に要する経費に対しこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

一、法第三條の規定に基き牧野管理規程を設定した牧野

二、法第九條の規定に基き保護牧野として必要な改良及び保全に関する措置の指示を受けた牧野

三、地方公共団体（財産区、事務組合を含む。）又は農業協同組合の管理する牧野にして牧野管理規程設

定のため測量を実施する牧野

四、前各号以外の牧野で牧野改良を実施することにより牧野改良上啓蒙宣傳的価値の大なる牧野で農林省の同意を得た牧野

第二 第一に規定する経費は石灰質資材並びに飼肥料木植栽のための種苗の購入及び牧野管理規程設定のための測量実施に必要な経費とする。

2 前項の経費に対する補助率は二分の一以内とする。

第三 第一の規定に該当する牧野にして補助金の交付を受けようとするときは左の書類を添付した補助金交付申請書（別記様式第一号）をその年度の八月三十一日までに知事に提出しなければならない。但し昭和二十七年度に限り十月末日までとする。

一、事業計画書（別記様式第二号）

二、收支予算書（別記様式第三号）

三、農業協同組合の管理する牧野にあつては、改良事業実施に関する議決機関（総会）の決議を証する書類（任意組合の管理する牧野にあつては組合員が同

意したことを証する書類）

四、牧野の所有者と改良事業実施者が異なるときは改良事業測量実施について所有者が同意したことを証する書類（別記様式第四号）

五、資材別購入先別需給計画書（別記様式第五号）

2 前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を求めることがある。

第四 補助金の交付を申請した者は、第三に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合において必要と認めるときは、届け出事項について変更その他必要な事項を指示することができる。

第五 補助金の交付を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付を受けて行なつた事業につきて事業成績書（別記様式第六号）及び收支決算書（別記様式第三号に準ずる。）をその年度の二月十日までに知事に提出しなければならない。この場合補助

牧野の所在地	牧野名	牧野所有	放牧採草別面積	測量の方法	備考
	区	分	放牧採草別面積	方法	
(ロ) 管理規程設定のための測量実施の場合					
牧野の所在地	牧野名	放牧採草別面積	今回改良事業実施面積	今回実施事業別面積	備考
(イ) 管理規程設定のための測量実施の場合					
註 一 (イ)、(ロ)共面積は台帳によるものとし歩まで記載のこと。					
二 (イ)、(ロ)共牧野の所在地は番地まで記載のこと。					
二、石灰質資材所要量(牧野改良事業実施の場合)					
牧野名	改良事業当所	総金	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び
酸度(P.H.)	改良事業当所	総金	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び
面積	改良事業当所	総金	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び
面積	改良事業当所	総金	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び

三、飼肥料木苗木所要量(牧野改良事業実施の場合)		牧野名	植栽面積	植栽本数	反当総植本数	一本総金額	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び
牧野名	植栽面積	植栽本数	反当総植本数	一本総金額	最寄駅	最寄駅より現地までの距離	及び		
様式第三号									
收支予算(決算)書									
一、収入の部									
区	分	予算額	摘要						
果補助金			炭カル屯	円	町	歩	分	円	
管理規程設定測量費			飼肥料木苗木平均単価	円	本	町	歩	円	
牧野改良事業費			測量費	円	町	歩	分	円	
自己負担金									
管理規程設定測量費									

金の交付を受けて実施した事業以外の改良事業を行つた場合は、その事業の種類及び量を附記するものとする。

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

第六 事業実施者が左の各号の一に該当するときは、知事はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

一、この要綱の規定に違反したとき

二、補助金交付の条件に違反したとき

三、事業の実施方法が不相当と認められたとき

四、支出額が予算額に比べ著しく減少したとき

第七 事業実施者は、事業計画書及び事業成績書、経費の收支その他事業実施に関する事項を明らかにした書類、帳簿、事業実施状況を明らかにした図面を備え置くものとする。

第八 知事は、必要と認めるときは、事業実施成績、事業実施に伴う経費の收支その他必要な事項につき調査

することができ。

第九 この要綱に基いて知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

様式第一号

牧野改良事業補助金交付申請書

鳥取県牧野改良事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けたので関係書類を添え申請します。

昭和 年 月 日

郡 町大字 番地

牧野管理者(何何組合長)

何 某 印

鳥取県知事 氏名 殿

様式第二号

事業計画書

一、事業実施計画

(イ) 牧野改良事業実施の場合

- 二、実施する区域及び実施の期日
別表のとおり
- 三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛
- 四、検査注射薬浴又は投薬の別及びその方法
ツベルクリン皮内注射による牛の結核病検査

別表
岩美郡 鳥取市

第一回	第二回	検査日時	検査場所	検査区域
十月六日	十月九日	午前九時	鳥取市美保	同上
十月七日	十月十日	"	鳥取市行徳、富安 古市、田島	同上
十月八日	十月十一日	"	鳥取市吉方、立川	同上
八頭郡				
十月十日	十月十三日	午前九時	美穂村検査場	神戶村、大和村、美穂村、東郷村
十月十一日	十月十四日	"	河原町	同上
十月十二日	十月十五日	"	国英村	同上
十月十三日	十月十六日	"	郡家町	同上
十月十四日	十月十七日	"	智頭町	同上
十月十五日	十月十八日	"	安部村	同上
十月十六日	十月十九日	"	安部村	同上
十月十七日	十月二十日	"	安部村	同上
十月十八日	十月二十一日	"	安部村	同上
十月十九日	十月二十二日	"	安部村	同上
十月二十日	十月二十三日	"	安部村	同上
十月二十一日	十月二十四日	"	安部村	同上
十月二十二日	十月二十五日	"	安部村	同上
十月二十三日	十月二十六日	"	安部村	同上
十月二十四日	十月二十七日	"	安部村	同上
十月二十五日	十月二十八日	"	安部村	同上
十月二十六日	十月三十一日	"	安部村	同上
十月二十七日	十月三十日	"	安部村	同上
十月二十八日	十月三十一日	"	安部村	同上
十月二十九日	十月三十一日	"	安部村	同上
十月三十日	十月三十一日	"	安部村	同上
十月三十一日	十月三十一日	"	安部村	同上

十月二十一日	十月二十四日	午前十時	三徳村 片柴農業協同組合	三徳村
十月二十二日	十月二十五日	午前九時	大誠村大尾	灘手村、大誠村
十月二十三日	十月二十六日	午後三時	三朝村厚生寮広場	三朝村
十月二十四日	十月二十七日	午後九時	旭村家畜市場	旭村
十月二十五日	十月二十八日	午後三時	社村国府	社村
十月二十六日	十月二十九日	午後九時	由良町大谷	由良町
十月二十七日	十月三十日	午後二時	倉吉町小鴨 小鴨農業協同組合	倉吉町小鴨
十月二十八日	十月三十一日	午後二時	上小鴨村上古川	上小鴨村
十月二十九日	十月三十一日	午前九時	八橋町検査場	八橋町、浦安町
十月三十日	十月三十一日	午前九時	北谷村農業協同組	北谷村
十月三十一日	十月三十一日	午後二時	高城村下米積	高城村
十月三十一日	十月三十一日	午前九時	下郷村検査場	下郷村
十月三十一日	十月三十一日	午前八時	西郷村農業協同組	西郷村
十月三十一日	十月三十一日	午前九時	上井町福庭検査場	上井町、長瀬村
十月三十一日	十月三十一日	午前十一時	花見村農業協同組	花見村
十月三十一日	十月三十一日	午後一時	上北條村農業協同組	上北條村
十月三十一日	十月三十一日	午後四時	下北條村松神	下北條村
十月三十一日	十月三十一日	午後十時	上郷村農業協同組	上郷村
十月三十一日	十月三十一日	午後二時	古布庄村上法万検査場	古布庄村
十月三十一日	十月三十一日	午前十時	安田村八幡検査場	安田村、赤碕町

